

株式会社 東邦 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

- ・(2025 年) 令和 7 年 11 月 1 日～(2028 年) 令和 10 年 10 月 31 日までの 3 年間

2、内容

目標 1

男女共に、産前産後休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行い、子供の出生時における育児休業の取得を促進する。

〈対策〉

- (2025 年) 令和 7 年 11 月～ ①制度内容について資料を提示し周知する。
②必要に応じ制度の変更や改定等の周知を行う。

目標 2

育児休業等を取得しやすい環境作りの為、相談窓口を設置する。

〈対策〉

- (2025 年) 令和 7 年 11 月～ 相談窓口設置について検討する。
- (2026 年) 令和 8 年 4 月～ 相談員の選任と教育を実施。
- (2026 年) 令和 8 年 10 月～ ①相談窓口を設置し周知を行う。
②相談員へは継続的に教育を実施する。